

お知らせ

国民年金のお知らせ

▶ 問い合わせ 市民課 ☎73-3005
 普通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

「所得状況届」の提出が不要となつています
 20歳前障害基礎年金を受給している人は、「所得状況届」の提出が原則不要となつています。ただし、前年の所得などを確認できる人に限ります。
保険料の免除制度について
 所得が少ないときや、失業などにより保険料を納めることができないときは、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。免除や猶予を受けることで、老齢・障害・遺族基礎年金の受給権を確保することができます。
免除（全額免除・一部免除）申請
 本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの事由がある場合に、全額または一部が免除されます。
納付猶予申請
 50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。
申請の手続き
 年金手帳またはマイナンバーカードなど、本人確認ができるもの、雇用保険被保険者離職票など（失業特例を申請する場合）を持って、市民課、各支所または年金事務所ですら手続きをしてください。
年金事務所での年金相談・請求手続きの際は予約をしましょう
 事前に予約をすることで、来訪時の待ち時間が少なくなり、スムーズに手続きを進めることができます。希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。なお、予約の際には基礎年金

番号の分かるものをお手元にご準備の上、ご連絡ください。
問い合わせ
 予約受付専用電話 ☎0570(05) 4890
 普通寺年金事務所（音声案内①②） ☎0877(62) 1662
不審電話にご注意ください！
 「日本年金機構」や「厚生労働省」の職員と称して現金を詐取したり、個人情報や年金の書類を配達できない」と言ったり、職業や会社名を聞いたりなど、不審な電話や訪問があったという事例が寄せられています。
 年金機構職員および委託業者が訪問する際は、必ず写真付きの身分証明書を提示します。また、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。
 不審に思ったら、個人情報をお話ししたり、現金を支払ったりせずに、年金事務所や警察へお問い合わせください。
社会保険労務士による無料年金相談
 日時 7月14日（水） ※要予約
 午前10時～午後3時
場所 危機管理センター
 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるもの。
申し込み・問い合わせ
 街角の年金相談センター高松（オフィス） ☎087(811) 6020

お知らせ

B&G海洋センターからのお知らせ

▶ 申し込み・問い合わせ 高瀬B&G海洋センター ☎73-4700（月曜休館）
 財田B&G海洋センター ☎67-3721（月曜休館）
 スポーツ振興課 ☎73-3138

プールオープン
 期間 8月1日（日）～31日（火）
 時間 午前10時～午後5時
 ※感染症対策のため、期間・時間を短縮しています。
使用料
 ●小・中学生 200円（1回）
 2,000円（回数券11回分）
 ●高校・大学・一般 300円（1回）
 3,000円（回数券11回分）
 ※幼児・見学者は無料です。事故防止のため、監視員の指示には必ず従ってください。利用者は水泳帽子をご持参ください。小学3年生以下の子どもは保護者同伴で、幼児（小学生未満の子ども）には必ず保護者が付き添ってください。
感染症対策
 ・入館時に検温、チェックシートの記入をお願いします。
 ・3密を避けるため、入場制限を行います。
 ・ロビー、更衣室内ではマスクの着用をお願いします。



夏休み小学生水泳教室
 たくまシーマックスのスイミングスクールインストラクターが、水慣れから4泳法までを優しく教えます。
開講日 8月3日（火）～5日（木）の3日間
場所・時間 たくまシーマックス
 第1部 午前8時20分～9時30分
 第2部 午後2時20分～3時30分
対象 小学1～6年生
参加費 900円
 ※3日分の保険代とプール利用料を含む
募集定員 各回先着40人
注意事項 教室中のけがなどについては、主催者側で加入する保険の範囲内で対応します。その他については、主催者側では責任を負いかねます。
申し込み方法 スポーツ振興課および各B&G海洋センターに置いてある参加申込書に必要事項を記入し、参加費と合わせてスポーツ振興課または各B&G海洋センターに申し込んでください。

くらし

次の場合は、道路に関する届け出が必要です

▶ 問い合わせ 建設港湾課 ☎73-3043 西讃土木事務所 ☎25-5261

一般的な使用を超え、道路の上下に継続して物件を設けて道路を使用するとき
 道路占用許可申請（道路法第32条）による道路管理者の許可が必要です。占用物件の内容により占用料が必要になります。
例 電柱、電線、突出看板、上下水道管、工事用足場、仮囲いなど
道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行うとき
 道路工事承認申請（道路法第24条）は道路管理者の承認が必要です。通行の安全確保および構造保全上の条件によっては承認できない場合がありますので、事前に担当者に確認をしてください。
 ※工事に関する一切の費用については申請者の負担となります（道路法第57条）。
例 出入口のための歩道の切り下げ、床版の掛けこみ、法面の埋め立て工事、ガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設の設置・撤去・移設工事、舗装・側溝などの修復および新設工事
道路の通行を禁止・制限するとき
 次の場合、道路の通行禁止・通行制限申請による届け出が必要です。
 ・道路構造の保全、交通危険防止のため（道路法第46条）
 ・道路管理者の承認を受けて実施する工事（道路法第47条）
 ・所轄警察署長から道路使用許可証の交付を受けたもの（道路法第77条）

お知らせ

紙類・布類の持ち込み回収

▶ 問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

日時 7月25日（日）午前7時～9時
場所
 ・みとよ未来創造館前駐車場
 ・山本町保健センター前駐車場
 ・市民センター三野前駐車場
 ・豊中支所前駐車場
 ・旧詫間支所前ピロティ、駐車場
 ・市民センター仁尾
 ・運河沿い職員駐車場
 ・財田支所前駐車場
品目と出し方
 新聞、雑誌、ダンボール、紙パックは、品目ごとに紙ひもで十字に縛って出してください。
 布類は、必ず透明または半透明の袋に入れてください。濡れたり、汚れた布類は回収できません。



くらし

生活に困窮している人を支援しています

▶ 問い合わせ 福祉課 ☎73-3015
 社会福祉協議会 ☎63-1014

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まりました。この制度は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人を対象に、自立の支援を行う制度です。
 市では、福祉課と社会福祉協議会の2カ所に相談窓口を設置し、必要に応じて、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。